

## 監査の概要

送付日	令和元年10月25日	整理番号	3039
1 監査種別	定期監査（平成30年度）		
2 監査の対象期間	平成30年 4月 1日～平成31年 1月31日		
3 監査の実施期間	平成31年 3月18日～令和元年 6月25日		
4 監査結果報告日	令和元年10月23日		
5 改善通知受理日	令和2年 2月28日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部（一部）		

## 監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

## 1 アステ市民プラザの施設利用について [所管：アステ市民プラザ]

## A 改善要望事項

アステ市民プラザには、定員 300 名のアステホールをはじめ、ダンス等の多様な利用が可能なマルチスペース、会議等に利用される各ルームや子育て支援ルームなどがあり、市民に文化的な活動と交流の場を提供することを目的として、施設の貸室業務が行われている。平成 30 年度の施設利用率は平均すると 52.7% で、前年度と比較して 0.8% 増加している。

当プラザは午前 9 時から午後 10 時まで開館しており、50 分を 1 区分として貸室を行っているが、日中は予約希望が重複することがあるものの、夜間は利用が少ない傾向があり、利用者層は時間帯により異なると考えられる。施設利用をより積極的に促すために、時間軸による利用者層の把握や、市や市教育委員会による行政の利用（条例及び規則により使用料を免除）と一般市民の利用を分けて把握するなど、より細かな貸室状況の分析に取り組みたい。

また、アステホールのロビーにあるアステギャラリーについては、30 年度の利用率が 48% で、そのほとんどが行政による使用であり、一般利用は低調である。ビルの 6 階に位置するという立地条件を踏まえ、貸出条件の見直し等を行い一般利用を促すなど、ギャラリースペースの有効な活用方法を検討されたい。

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

時間軸による貸室全体の利用率については、平成 28 年度から 30 年度までに関して現在数値を精査しているところです。令和元年度分からは、さらに利用者別の時間軸も把握できるよう数値のとり方を改め、より細やかな利用者の傾向を把握したうえで PR 方法などを検討し、積極的な施設利用につなげていきます。

アステギャラリーについては、ギャラリーの目的も含めた運用面の変更が必要であり、どのような変更を加えていくのか見極めていくことが重要であることから、2 年度に実施する事業再検証の項目にあげ、その検証結果を踏まえて検討を進めていきます。

## 監査の概要

送付日	令和元年10月25日	整理番号	3040-3047
1 監査種別	定期監査（平成30年度）		
2 監査の対象期間	平成30年 4月 1日～平成31年 1月31日		
3 監査の実施期間	平成31年 3月18日～令和元年 6月25日		
4 監査結果報告日	令和元年10月23日		
5 改善通知受理日	令和2年 2月27日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部（一部）		

## 2 市斎場の指定管理者選定手続きについて

[ 所管：環境衛生課 ]

## A 改善要望事項

市斎場は昭和 58 年に開設されて以来、市直営で火葬及び告別式場施設の提供に関する業務を行っていたが、令和元年 7 月より指定管理者による管理運営を行っている。

平成 30 年度に課が行った指定管理者指定の手続きについて確認したところ、下記の事例が見受けられたため、適正な事務処理に留意されたい。

市斎場に係る指定管理者選定委員会について、同委員会会議公開運用要綱第 7 条第 3 項において当該会議録を公表すべき旨が規定されているが、公表されていなかった。

市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 5 条において指定管理者を指定した際に指定管理者指定通知書により通知すべき旨が規定されているが、通知されていなかった。

市斎場指定管理者募集要項において、管理開始までの主なスケジュールとして令和元年 5 月上旬に基本協定・年度協定書を締結する旨が規定されているが、基本協定は 6 月 17 日に、年度協定は 7 月 1 日になされていた。

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

監査の事前調査時には、公表できていませんでしたが、指摘後の令和元年 6 月 13 日に公表いたしました。

今後は、事務処理が遅れないようにします。

監査の事前調査時には、指定管理者へ指定管理者指定通知の送付ができていませんでしたが、指摘後の令和元年 6 月 6 日に送付いたしました。

今後は、事務処理が遅れないようにします。

斎場においては、今回が初めての基本協定となることから、その内容について指定管理者と種々協議した結果、時間を要してしまいました。

次回の協定締結においては、その点を十分注意し、余裕を持って事務手続きを進めます。

## 3 斎場使用料に係る事務処理について

〔所管：環境衛生課〕

## A 改善要望事項

斎場使用料に係る事務処理である下記の について、前回（平成 25 年度）の定期監査において同様の指摘をしたが、改善されていないため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組まれない。

斎場で発行する領収書については、連番が印字された様式となっていないため、事前に連番を付すとともに書き損じ分についても保存する方法により管理すべきであること。また、上述のとおり令和元年 7 月より指定管理者による管理運営となっているため、指定管理者に対して同様の取扱いとするよう指導されたい。

市斎場設置管理条例第 6 条第 1 項において、斎場の使用許可を受けた者は、斎場使用料を前納しなければならない旨が規定されているが、胞衣汚物に係る斎場使用料については月締めの翌月徴収としていること。

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和元年 7 月以降の指定管理者による業務運営へ移行するにあたり、領収書には連番を付すようにしました。また、書き損じ分についても保存するようにしています。

令和元年 11 月分からは条例に則って徴収しています。

具体的には原則として、毎週月曜日に産院からの収集依頼により納付書を作成し、胞衣汚物収集時に使用料を徴収しています。

## 4 し尿処理手数料について [所管：環境衛生課]

## A 改善要望事項

平成 26 年度から 30 年度までのし尿処理手数料の収納状況は、次表のとおりである。

し尿処理手数料の収納状況について

(単位：円・%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調 定 額	10,482,123	10,179,597	9,876,100	9,552,280	7,558,680
収 入 済 額	9,388,120	9,038,720	8,674,940	8,371,140	6,605,920
不 納 欠 損 額	148,966	134,297	130,440	98,600	113,980
収 入 未 済 額	945,097	1,006,580	1,070,720	1,082,540	838,780
(うち過年度分)	(661,897)	(714,740)	(776,720)	(738,020)	(655,820)
収入率(調定比)	89.6%	88.8%	87.8%	87.6%	87.4%

30 年度と 26 年度を比較すると、調定額は 292 万円 (27.9%) 減少しているが、収入未済額はほぼ同程度の水準に留まっている。その原因としては、過年度の徴収困難案件が考えられる。

課では訪問徴収により 30 年度は 34 万円徴収しているが、徴収困難案件への対応については、庁内の他部署の取り組み事例を参考にすのほか、弁護士への委託を検討するなど、引き続き債権回収について努力されたい。

また、当該手数料に係る督促手数料及び延滞金を徴していないが、市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例との整合性を図り、適正な事務手続きを行われたい。

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

徴収困難な案件については、他部署の徴収方法などを参考に、自宅訪問の回数を増やして、積極的に徴収していきます。

5 年以上の滞納者については、まずは個票の作成を行い、徴収の管理をしていきたいと思えます。また、今までほとんど行っていなかった電話による督促も積極的に行います。

督促手数料、延滞金の徴収をしていないことについては、全庁的に統一した方策が必要であると考えていますので、関係部署との調整を行います。

## 5 浄化槽に係る指導業務について [所管：環境衛生課]

## A 改善要望事項

浄化槽管理者には、浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃のほか、指定検査機関による水質検査(年1回)が義務付けられている。

市内に設置届出がなされている浄化槽(平成30年度末時点では345基)のうち、30年度において指定検査機関から不適正と判定された浄化槽は17基、当該検査を受検していない浄化槽は16基であった。

前回(25年度)監査時において、不適正と判定された浄化槽ないし検査を受検していない浄化槽の管理者に対し、適切な管理指導を実施されたい旨の指摘を行っており、今回の監査にあたりその状況を確認したところ、不適正と判定された浄化槽の管理者へはその状況を改善して報告するように、また、検査を受検していない浄化槽の管理者へは検査を受けるよう文書を郵送するのみであった。

課は兵庫県からの移譲事務として上記の指導業務を行っているが、移譲された事務の内容を理解し、手続きが不足するとみられる事項については、立入調査等の手続きを遂行されたい。

## B 改善措置状況(報告者記入欄)

不適正槽については、管理者に対して指導通知及び改善報告書を送付して提出を求め、報告がない場合は、再度指導を行います。今後も兵庫県水質保全センターと情報を共有し、連携しながら指導を行います。

また、未点検槽については、市から文書を送付して点検を実施するよう指導していますが、今後、兵庫県水質保全センターと連携して点検を実施するように複数回に渡り受検案内を送付します。改善が見られない事案については電話での指導も行い、立入り調査も視野に入れて指導を行います。

## 6 簡易専用水道に係る指導業務について

[ 所管：環境衛生課 ]

## A 改善要望事項

簡易専用水道(水道水を受水する有効容量 10 m<sup>3</sup>を超す受水槽)の設置者には、水道法の規定に基づき、受水槽の掃除、点検等の管理及び登録検査機関による定期検査の受検(年 1 回)が義務付けられている。

市内に設置届出がなされている簡易専用水道(平成 30 年度末時点では 279 基)のうち、30 年度において市へ登録検査機関からの検査報告がない簡易専用水道は 20 基であった。

市簡易専用水道指導実施要領(以下「実施要領」という。)の第 5 の 3 項においては、設置者等が定期検査を受けていない場合に、市長は施設の管理状況について必要な報告を設置者等へ求め、又は必要に応じて市職員に立入検査を実施させるものとする旨が規定されている。課は当該検査未実施の設置者に対して検査を受検するよう文書で指導しているにもかかわらず、一部については検査を実施していない事例が存在することから、検査未実施の簡易専用水道の設置者に対しては、実施要領の当該規定に則った適正な事務処理を行うよう留意されたい。

## B 改善措置状況(報告者記入欄)

水道法第 34 条の 2 により、簡易専用水道の設置者は、管理について年 1 回以上の検査を行うよう規定されていることから、例年、未実施の施設管理者に対しては、受検するよう市長名で依頼文を送付しています。

令和 2 年 2 月 1 日付で川西市簡易専用水道立入検査実施要領を策定し、2 年以上の未受検者については立入検査を実施する旨の内容を規定しており、市民の健康被害の防止に積極的に関与します。

## 7 市環境衛生推進協議会の会計事務及び同協議会に対する補助金について

〔所管：環境衛生課〕

## A 改善要望事項

市環境衛生推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境衛生思想の普及・向上及び生活環境の保全・改善等の事業を行うことで地域の生活環境の健全化に寄与することを目的として組織されており、協議会の会計事務については、課が事務局となり実質的な会計事務を担当している。

前回（平成 25 年度）監査時に、協議会が支出する講師謝礼について源泉徴収をしていないことについて指摘したが、30 年 11 月に開催された環境衛生推進大会に係る講師謝礼（3 万円）について、源泉徴収がなされていなかったため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組みたい。

また、課は市環境衛生推進協議会補助金交付要綱に基づいて協議会に対し補助金を交付している（30 年度は 60 万円）。同要綱において、補助対象経費の区分が具体的な内容となっていないことから、当該補助金の実績報告書において補助対象である事業のどの経費に充てられているかが不明瞭となっているため、要綱においてこれを明文化するとともに、実績報告書上で市補助金がどの経費に充当されているかを明らかにされたい。

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

環境衛生推進大会に係る講師謝礼（3 万円）について、源泉徴収がなされていなかった件については、令和元年度に行われた同大会から、源泉徴収を行い、速やかに税務署に納付しました。2 年度以降も適宜、所得税法に基づいて支払いを行います。

また、市環境衛生推進協議会における補助対象経費の区分が具体的な内容となっていないことについては、元年度中に、補助交付要綱を改正して補助対象を明文化するとともに、決算書においても明確となるように表記させるようにします。

## 8 犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務について

[ 所管：環境衛生課 ]

## A 改善要望事項

狂犬病予防法の規定に基づき、犬の飼い主には、飼い犬登録及び狂犬病予防注射が義務付けられている。課では犬の登録に伴う鑑札交付及び同手数料の徴収並びに予防注射に伴う予防注射済票交付及び同手数料の徴収に係る事務を川西・猪名川獣医師会に委託している。

犬の鑑札及び予防注射済票の取扱いについては事務処理要領に基づき、獣医師会から選任された獣医師に対し、年度当初に一定数の鑑札及び予防注射済票を前渡し、年度末には残余分の返還を受けることになっているが、返還処理後、残枚数を確認し廃棄処分する際の廃棄決定文書が作成されていなかった。前回(平成 25 年度)の定期監査において同様の指摘をしたが、改善されていないため、改めて適正な事務処理がなされるよう改善に取り組まれない。

## B 改善措置状況(報告者記入欄)

令和元年度からは、残枚数を把握した上で、廃棄決定文書を作成し決裁するようにしました。また、決裁後は速やかに鑑札・注射済票を全て廃棄するようにします。

## 9 委員報酬等における金額の根拠について

[ 所管：環境衛生課 ]

## A 改善要望事項

下記の委員報酬等について確認したところ、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。この状況では、これらの金額が何を根拠に、どのように意思決定をされたのか検証することができないため、金額の妥当性等の確認を行ったうえで決裁文書等により根拠を明確にされたい。

委員会名称等	金額（時間単価、1日・1回当たり等）
市斎場に係る指定管理者選定委員会	委員長 12,400円/日
	委員 10,500円/日
市環境審議会	会長 12,400円/日
	委員 10,500円/日
生物多様性ふるさと川西戦略シンポジウム	コーディネーター 40,000円/日・30,000円/日
	協力者・団体 10,000円/日
	パネリスト 5,000円/日

## B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和元年度の2月上旬に開催された生物多様性ふるさと川西戦略シンポジウムから、予算要求の査定基準の時間単位を基に報酬額を算出して支払いました。また、同謝礼については根拠を示し、決裁により明確化しました。

指定管理者選定委員会及び環境審議会の委員報酬については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第3条の別表に準じて支給していますが、来年度からは金額の妥当性も含めて決裁により明確化します。

## 監査の概要

送付日	令和元年10月25日	整理番号	3048-3050
1 監査種別	定期監査（平成30年度）		
2 監査の対象期間	平成30年 4月 1日～平成31年 1月31日		
3 監査の実施期間	平成31年 3月18日～令和元年 6月25日		
4 監査結果報告日	令和元年10月23日		
5 改善通知受理日	令和2年 2月18日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部（一部）		

## 1 0 収集運搬費用の縮減等について（ごみ収集業務）

[ 所管：美化推進課 ]

## A 改善要望事項

## (1) 直営による収集体制及び収集運搬費用について

燃やすごみ・プラスチック類の収集業務は、直営及び委託で実施しており、直営と委託の割合（収集世帯数）は、平成 28 年度から 30 年度の状況をみるとほぼ 50% ずつで推移している。

直営と委託に係る収集運搬費用の 30 年度の総費用を比較すると、28 年度からの大型ごみの有料化に伴い、直営の大型ごみの職員 9 名を、燃やすごみ・プラスチック類に移管しており、また委託との収集条件等が異なるため単純比較はできないものの、30 年度でみると、直営の方が約 30% 程度（収集量 1 トン当たりでの比較では 12.9%～22.4% 程度）コスト高になっている。

前回の定期監査においても、直営と委託の割合及び直営のコスト高はほぼ同様の状況であり、当時の課の回答として、「職員定数、あるいは直営・委託の割合の見直しを関係部局と協議を進め、市民サービス及びコスト面を踏まえ収集体制全般のあり方について検討していく。」との回答であったが、大型ごみの有料化以外は特に状況の変化は見られない。

令和 2 年度には清掃事務所の移転に伴い、委託率の拡大が検討される予定であるが、災害時の対応の検証、及び収集量の変化や作業効率等の分析を行ったうえで、収集体制や委託地域の見直しを行い、より効率的な収集体制を整備するなどにより、コスト縮減に努められたい。

## (2) 委託による収集運搬費用について

一般廃棄物収集運搬委託業務にかかる事業者の選定方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条に、業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎、相当の経験を有することなどの委託基準が設けられており、そこでは日々の市民生活に直接関係する生活環境の保全という業務目的を安定的に遂行すること等を重視している。

平成 28 年度から 30 年度は、公募型プロポーザル方式により、会社の経営方針、研修体制、市民への対応などを直接事業者ヒアリングし、上記条件等の充足や費用見積額を検討して期間 3 年の業務契約を締結しているが、令和元年度においては、次年度に清掃事務所が移転する事情により、暫定的な措置として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、安定的な履行が見込める現事業者（3 社）と 1 年間の随意契約を締結している。

30 年度の契約額については、業者から見積書の提出を受けて、市予定価格の範囲内で決定しており、市予定価格に対する契約額の比率は、30 年度契約の場合、燃やすごみ・プラスチック類収集運搬業務で 98.7～98.8%、空缶の収集運搬業務、及び空きビン収集運搬・回収用コンテナ配布業務で 98.6% と、比較的市予定価格に近い比率になっている。

## 様式 2 - 1

## 定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

環境省の通知（26年10月8日付）により、『廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）（中略）には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準である。』とされているが、これは、一般廃棄物収集運搬委託業務の発注に対し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るうえで最優先にすべき事項を明確にしたものであり、一切の競争性を排除するものではない。まず、地域の廃棄物処理が継続的かつ安定的に遂行されるよう配慮しつつも、一定の範囲内での経済性と競争性を高めることも求められるものである。

今後、より競争性が発揮される方策の検討を進めるとともに、委託基準である受託業務を遂行するに足りる額等を考慮したうえで、常に積算方法や積算額の妥当性についての検証を行っていく必要がある。

### B 改善措置状況（報告者記入欄）

#### (1) 直営による収集体制及び収集運搬費用について

令和元年度事業の見直し（事業再検証）において、2年度から燃やすごみ・プラスチック類の収集運搬業務において直営の一部を民間事業者へ委託することで、収集世帯数による直営と委託の割合は50%ずつであったものが直営43%、委託57%となる予定です。今後は、経費削減といった観点のみならず、災害時に対応できる最低限必要な人員を確保のうえ、直営と民間の適切な割合と経費で委託率の拡大を図っていきます。

さらに、4年度からの見直し内容として、ごみ種別ごとの委託方式から地域ごとの委託方式に変更する点や、ごみの収集回数、ビン回収時のコンテナ配布の見直しについて挙げられていることから、より効率的な収集体制の整備に向け検討するほか、排出方法や排出日の変更が生じる場合、市民の皆さんに説明会や広報誌などを通じて周知していきます。

#### (2) 委託による収集運搬費用について

令和元年度事業の見直し（事業再検証）により、2・3年度の燃やすごみ・プラスチック类等収集業務とビン収集業務、カン収集業務において、プロポーザル方式により業者選定を行っています。これは会社の経営方針、研修体制、市民への対応などを直接事業者ヒアリングし、上記条件等の充足や費用見積額を検討したうえで業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託しようとするためです。

さらに、平成28年度にプロポーザル方式による業者選定を公募型で行ったところ、参加資格がある業者に募集の情報が伝わらず参加希望業者が少なかったことから、今回は参加資格がある業者すべてを指名する指名型とすることで参加業者数を確保し競争性と公平性を高めています。

設計についても、2・3年度の発注にかかる業務内容を精査し見直すことで上限価額の削減を図っています。4年度からの委託見直しに向けて、収集体制や設計内容について近隣市や先行自治体を参考にしながら更なる経費削減に努めていきます。

## 1 1 勤怠管理について [所管：美化推進課]

## A 改善要望事項

臨時傭人料及び正職員について、勤怠管理関係書類(出勤票兼報酬・賃金支給額計算書、出勤記録、時間外・休日勤務申請書兼命令簿等)を抽出し、帳簿間の照合をしたところ、下記の事例が見受けられたため、事務処理手順やチェック体制を見直すなど、事務改善を行われたい。

## 臨時傭人料

- ・平成 30 年 5 月分の時間外手当について、本来 23 時間分の手当を支給すべきところ、22 時間しか支給しておらず、令和元年 5 月分の賃金で精算した事例(4 名)
- ・平成 31 年 1 月分の通勤割増額を 23,150 円支給すべきところ、23,160 円支給しており、令和元年 5 月分の賃金で精算した事例(1 名 10 円過支給)
- ・有給休暇残日数を誤って認識したために欠勤を有給休暇で処理し(過支給)翌月分の賃金で精算(減額処理)していた事例  
(平成 30 年 4 月分 1 名、11 月分 1 名)
- ・作業長・事務担当者に連絡が伝わらないまま退勤し、翌月に精算(過支給分を戻入)していた事例(平成 30 年 9 月 28 日の 6 時間分 1 名)

## 正職員

- ・記載誤りにより、時間外・休日勤務申請書兼命令簿と出勤記録の退勤時間等に差異がある事例(2 名、5 日分)
- ・記載誤りにより、時間外・休日勤務申請書兼命令簿の「実命令時間」と、時間外休日管理職員特別勤務等命令兼報告書の「勤務時間」に差異がある事例(2 名、2 日分)

## B 改善措置状況(報告者記入欄)

臨時傭人料及び正職員の勤怠管理関係書類については、担当職員だけで行うのではなく、収集担当職員 2 名による読み合わせ等でチェックを行った後、再度課長補佐が最終確認を行うなど 2 重チェックを徹底し、誤支給の再発防止に努めています。

## 1 2 夏休み親子バスツアーについて

[ 所管：美化推進課 ]

## A 改善要望事項

課では、夏休みに施設を見学し「ごみ」について親子で考える機会として、また、夏休みの課題のひとつとして取り組んでもらい、家庭でごみ減量に取り組むきっかけとして、夏休み親子バスツアーを開催している。

平成 30 年度は、夏休み期間中に 3 回バスツアーを開催し、2 回は大阪ガスハグミュージアム(大阪市西区)、1 回は国崎クリーンセンターへの見学を行った。大阪ガスハグミュージアムへの見学では市のマイクロバスを使用しているが、国崎クリーンセンターへの見学の際に、観光バスを借り上げている事例が見受けられた。観光バスを借り上げている理由として、見学会と同日にごみ減量チャレンジモニター会議を行っており、チャレンジモニターの子ども(未就学児)を同乗させることから、チャイルドシートの使用義務が免除される観光バスを借り上げている。観光バス借上料として 75,600 円を支出しているが、チャイルドシートを借りて市のマイクロバスに設置するなど、限られた財源で事業を実施する術を講じられたい。

## 平成30年度 夏休み親子バスツアー開催状況

見学先	開催日	参加人数
大阪ガスハグミュージアム	7月21日	11組26人
	8月9日	9組19人
国崎クリーンセンター	7月26日	8組21人

## B 改善措置状況(報告者記入欄)

今後、未就学児が参加するイベントでチャイルドシートが必要な場合は、観光バスを借り上げるのではなく、チャイルドシートをレンタルした上で、市のマイクロバスに設置するなどして事業を実施するよう努めます。